



福岡県医発第0031号(地)

平成22年 4月 6日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

平成22年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて

平成22年度生活保護法による出産扶助について、生活保護基準の改定に伴い別紙のとおり取扱う旨、福岡県福祉労働部より通知がありましたので、関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽



21保援第4458号

平成22年3月30日

福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部長
(保護・援護課保護企画係)



平成22年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて（通知）

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年度生活保護法による出産扶助については、生活保護基準の改定により、別紙のとおり取り扱いますので、ご了解くださいますようお願いいたします。



生活保護法による出産扶助の取り扱い(22. 4. 1)

1 福岡市で出産した場合について

NO. 1

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 202,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)	居宅分べん 204,000 円以内
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 118,620 円以内 7 日入院の場合 138,390 円以内 8 日入院の場合 158,160 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 62,208 円以内 7 日入院の場合 72,576 円以内 8 日入院の場合 81,944 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	5,400 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 326,020 円以内 364,020 円以内 7 日入院 345,790 円以内 383,790 円以内 8 日入院 365,560 円以内 403,560 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 269,608 円以内 307,608 円以内 7 日入院 279,976 円以内 317,976 円以内 8 日入院 289,344 円以内 327,344 円以内
(基準＋入院料 ＋衛生材料費)		
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)	衛生材料費 5,400 円以内
	合 計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 202,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)	衛生材料費 5,400 円以内
	合 計 207,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	
	入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7－127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7－128参照)	
	施設分べん基準額 202,000 円以内 (特別基準は適用しない)	
	衛生材料費 5,400 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,300	450	10	25	192	1,977

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 760	100	15	10	151.8	1,036.8	936.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(22. 4. 1)

2 北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・糸島市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡粕屋町で出産した場合について

NO. 2

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 202,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 118,200 円以内 7 日入院の場合 137,900 円以内 8 日入院の場合 157,600 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 61,788 円以内 7 日入院の場合 72,086 円以内 8 日入院の場合 81,384 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	5,400 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 (基準+入院料 6 日入院 325,600 円以内 363,600 円以内 +衛生材料費) 7 日入院 345,300 円以内 383,300 円以内 8 日入院 365,000 円以内 403,000 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 269,188 円以内 307,188 円以内 7 日入院 279,486 円以内 317,486 円以内 8 日入院 288,784 円以内 326,784 円以内
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 合計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	衛生材料費 5,400 円以内
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 202,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合計 207,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 202,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

(参考) 入院料算定基礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,300	450	3	25	192	1,970

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 760	100	15	3	151.8	1,029.8	929.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(22. 4. 1)

3 福岡市・北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・糸島市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡粕屋町以外で出産した場合について
NO. 3

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 202,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 118,020 円以内 7 日入院の場合 137,690 円以内 8 日入院の場合 157,360 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 61,608 円以内 7 日入院の場合 71,876 円以内 8 日入院の場合 81,144 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 325,420 円以内 363,420 円以内 7 日入院 345,090 円以内 383,090 円以内 8 日入院 364,760 円以内 402,760 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 269,008 円以内 307,008 円以内 7 日入院 279,276 円以内 317,276 円以内 8 日入院 288,544 円以内 326,544 円以内
(基準＋入院料 ＋衛生材料費)		
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)	衛生材料費 5,400 円以内
	合 計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 202,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)	衛生材料費 5,400 円以内
	合 計 207,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 202,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,300	450		25	192	1,967

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
	14日以内 760	100	15		151.8	7日以内	14日以内
						1,026.8	926.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。